

新制度幼稚園に対する実地指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 適切な園児処遇の確保	園児への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所、小学校、他の特定教育・保育施設等）との連絡調整が図られているか。
1 園児処遇の充実	(1) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。 (2) 衛生的な設備等が確保されるよう努めているか。 (3) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。 イ 衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 ウ 必要な学校医等が置かれているか。また、個々の子どもの身体状況・症状等に応じて、学校医等による必要な医学的管理が行われ、幼稚園教諭等への指示が適切に行われているか。 (4) 死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止措置を講じているか。 (5) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。 ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせる等、寝かせ方に配慮すること、児童を1人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。 イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴等）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 また、食物アレルギーのある子どもについては医師の診断書（指示書）等に基づいて対応しているか。 エ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日国土交通省送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止

主 眼 事 項	着 眼 点
第2 新制度幼稚園運営の適正実施の確保 1 施設の運営管理体制の確立	する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。 オ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか等についての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に行っているか。 カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習等を受講するとともに、当該講習等を基に実践的な訓練を実施しているか。 キ 事故発生時には速やかに当該事実を本市に報告しているか。 (6) 家族との連携に積極的に努めているか。また、子どもや家族からの相談に応じる体制が整備されているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (7) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (8) 地域の関係機関と連携しながら子育て支援に努めているか。 施設型給付費を財源に運営する新制度幼稚園の経理事務は、適切に事務処理されているか。 (1) 利用定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は、整備されているか。運営規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 重要事項説明書を作成し、利用者に内容の説明を行っているか。 (4) 施設運営に必要な帳簿や書類は整備、保管されているか。 (5) 教員等は、配置基準に基づき必要な人員が確保されているか。 (6) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (7) 園長は専任者が確保されているか。園長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 (8) 会計経理が適切に行われているか。 （公認会計士又は監査法人による監査を受けている場合には、当該監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、ウ～キは省略する。） ア 施設型給付費等の請求事務が適正に行われているか。 イ 利用者負担金（給食材料費）の徴収手続き及び金額は適正か。 ウ 現金・預金等の保管が適正に行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	エ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。 オ 契約は適正な手続により行われているか。 カ 計算書類及び財産目録は適正に整備されているか。 キ 未収金・未払金等は、適正に精算しているか。 (9) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。 (10) 業務管理体制を整備しているか。 (1) 労働基準法等関係法規を遵守しているか。 ア 職員の労働時間を適正に把握しているか。 イ 給与や各種手当について、給与規程等で規定し、適正に支払っているか。 ウ 職員の賃金は、京都府最低賃金額以上の金額で計算し、支給しているか。 (2) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 (3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 (4) 職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めているか。 (5) 自主点検を実施し、自らその提供する教育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (6) 処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を算定している場合は、各加算の要件どおりに賃金改善を実施しているか。
3 防災対策の充実強化	防災対策について、その充実強化に努めているか。 (1) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 (2) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。 (3) 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 (4) 児童福祉施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常

主 眼 事 項	着 眼 点
	災害対策計画」という。)が作成されているか。また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。))。 (5) 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものであるか。 【具体的な項目例】 ・ 救護施設等の立地条件(地形等) ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・ 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・ 避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・ 関係機関との連携体制 (6) 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。 (7) 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した避難訓練及び消火訓練は、消防機関に消防計画を届出のうえ、少なくとも毎月1回以上適切に実施されているか。 (8) 防犯について配慮されているか。 (9) 洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設については、避難確保計画が作成され、同計画に基づき1年に1回以上訓練が実施されているか。